

平成23年大阪市規則第84号

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に

関する規則の一部を改正する規則

大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する規則
(平成5年大阪市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第29条第1項中「第23条の2の2の市規則」を「第23条の2の2第1項の市規則」に改め、同項第1号中「を行う」を「に係る」に改め、同項第3号中「保管を行う」を「保管に係る」に改め、同項第4号中「を行う」を「に係る」に改め、同項第5号中「保管する」を「保管しようとする」に改め、同項第6号中「第23条の2の2」を「第23条の2の2第1項」に、「この条」を「この号及び第3項」に、「を行う」を「に係る」に改め、同項第7号中「処理の全部又は一部」を「運搬又は処分」に改め、同条第2項中「第23条の2の2第4号」を「第23条の2の2第1項第4号」に改め、同項第1号ア中「を行う」を「に係る」に改め、同項第4号中「保管を行う」を「保管に係る」に改め、同条第3項中「第23条の2の2第6号」を「第23条の2の2第1項第6号」に改め、同条に次の2項を加える。

4 条例第23条の2の2第2項の市規則で定める書類は、第1項第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる書類とする。

5 条例第23条の2の2第2項第3号の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 保管開始年月日

- (2) 条例第23条の2の2第2項の届出書を提出する者（以下この項において「届出者」という。）が営む事業の種類
 - (3) 届出者が産業廃棄物処理業の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - (4) 届出者が建設業法第3条第1項の許可を受けた者である場合には、当該許可をした行政庁の名称及び許可番号
 - (5) 届出者が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた者である場合には、当該登録をした行政庁の名称及び登録番号
- 第29条の2第1項中「第23条の2の3」を「第23条の2の3第1項」に改め、同項第2号中「を行う」を「に係る」に改め、同項第3号中「第23条の2の2」を「第23条の2の2第1項」に改め、同項第4号及び同条第2項第1号中「第23条の2の2第1号」を「第23条の2の2第1項第1号」に改め、同項第2号中「第23条の2の2第4号」を「第23条の2の2第1項第4号」に改め、同条第3項第1号中「第23条の2の2第1号」を「第23条の2の2第1項第1号」に改め、同項第2号中「第23条の2に2第4号」を「第23条の2の2第1項第4号」に、「次条第1項第2号」を「第6項第2号、次条第1項第2号」に改め、同条に次の3項を加える。

4 条例第23条の2の3第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届出書を市長に提出して行わなければならない。

- (1) 第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる事項

(2) 条例第23条の2の2第2項の規定による届出を行った年月日

(3) 条例第23条の2の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があった場合には、当該変更の内容及び変更年月日

5 前項の届出書（条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項の変更に係る届出書に限る。）には、前条第4項に定める書類のうち必要と認められるものを添付しなければならない。

6 第4項の届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

(1) 条例第23条の2の2第2項第1号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更の日の10日後の日

(2) 条例第23条の2の2第2項第2号に掲げる事項に変更があった場合 当該変更後の産業廃棄物の種類及び数量による産業廃棄物の保管を開始した日から起算して2週間を経過する日

(3) 産業廃棄物の保管をしなくなった場合 保管をしなくなった日の10日後の日

第29条の3第1項第5号中「保管を行う」を「保管に係る」に改め、同項第6号中「交付番号」を「交付番号（法第12条の5第1項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項に規定する情報処理センターの登録番号）」に改め、同項第7号中「を行う」を「に係る」に改め、同条第2項中「第23条の2の3」を「第23条の2の5第1項」に、条例第23条の2の5第1項を「同条第1項」に改める。

第29条の4第2項第5号中「第23条の2の2」を「第23条の2の2第1項又は第2項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。